

千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金交付要綱

令和6年9月 3日制定（障事第893号）

令和7年6月13日改正（障事第507号）

（通則）

第1条 千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金（以下「支援事業補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和37年千葉県条例第34号）及び千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 支援事業補助金は、重度の強度行動障害者を受け入れるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所の事業を行う施設を運営する法人が、指定併設型短期入所または指定単独型短期入所の事業を行う既存の施設（以下「短期入所施設」という。）において、想定される利用者の障害特性に配慮した施設整備等を行う場合に、その施設整備に要する費用の一部を補助することにより、重度の強度行動障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）「重度の強度行動障害者」とは、次の一もしくは二のいずれかの者をいう。

一 多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があり、市町村が県に対し、施設への入所（入居）の調整を依頼した者のうち、千葉県暮らしの場支援会議設置要綱（令和2年10月15日施行）に基づき設置された暮らしの場支援会議（以下「支援会議」という。）において、別表1の行動関連項目又は支援度関連項目のいずれかが18点以上の判定を受けた者をいう。

二 多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者のうち、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）の別表第二における行動関連項目の点数の合計が18点以上であると、市町村により判定された者で県内市町村の支給決定を受けている者をいう。

（2）「登録法人」とは、第3条（1）一に該当する者の受入意思のある事業者として、支援会議において登録した事業者をいう。

（3）「施設整備等」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
増 築	登録法人が所有する既存の短期入所施設を重度の強度行動障害者1名以上の受入れを行うために増築をすること。
全面改修	登録法人が所有する既存の短期入所施設を重度の強度行動障害

	者1名以上の受入れを行うために全面的に改修をすること。
部分改修	登録法人が所有する既存の短期入所施設を重度の強度行動障害者1名以上の受入れを行うために改修をすること。

(交付の対象となる施設整備事業)

第4条 支援事業補助金は、整備後5年以内に通算して60日以上重度の強度行動障害者の受入れについて誓約している登録法人の、千葉県内の短期入所施設に係る施設整備事業を交付の対象とする。なお、日数の算定方法については介護給付費の報酬算定の考え方と同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付額の算定方法)

第5条 支援事業補助金の交付額は、次により算出する。

なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2の第3欄に定める補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から市町村補助金その他の収入額（寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 別表2の第1欄に定める整備区分ごとに第2欄により算出した基準額の合計額を算出する。

(3) (1)により選定された額と(2)により選定された額とを、比較して少ない方の額を選定する。

(4) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について（厚生労働省発社援第1005003号）」の別紙）の別表1-2及び別表1-6の

2の基準額に社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額(以下「補助額」という。)及び当該補助額に基づく事業者負担額(当該補助基準額を3で除した額(但し、1円未満切り上げ))から、社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱(県)の交付申請額(以下「申請額」という。)及び当該申請額に基づく事業者負担額(当該申請額を3で除した額(但し、1円未満切り上げ))を控除した額を算出する。

(5)(3)により選定された額と(4)により算出された額とを、比較して少ない方の額を選定する。

(6)(5)により算出された額に別表2の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(対象外費用)

第6条 支援事業補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助金の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付の条件)

第7条 規則第5条に規定する必要な条件は次のとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更するときは、知事の承認を受けなければならない。
  - ア 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
  - イ 建物等の用途
  - ウ 居室等改修範囲
  - エ 入所定員又は利用定員
  - オ 改修する部屋数
- (3) 事業を中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
- (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後(第7条(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納入させることがある。
- (8) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

- (10) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) この補助金と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。
- (12) 事業により取得し又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (13) 前（１）から(12)により付した条件に違反したときは、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

（承認の手続き）

第 8 条 前条の規定により、承認又は指示を受けようとする場合は、内容及び理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（申請）

第 9 条 登録法人が、規則第 3 条の規定により補助金の交付を申請しようとする場合は、知事が定める期日までに千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式） 1 部を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 1 0 条 登録法人が、規則第 1 2 条の規定により実績報告をしようとする場合は、事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日（第 7 条（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 月を経過した日）又は当該年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金実績報告書（別記第 2 号様式） 1 部を知事に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金の年度終了報告書（別記第 3 号様式） 1 部をこの補助金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の 4 月 1 5 日までに知事に提出しなければならない。

（請求書）

第 1 1 条 登録法人が、規則第 1 5 条の規定により補助金の交付を請求しようとする場合は、千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金交付請求書（別記第 4 号様式） 1 部を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第 1 2 条 登録法人は、規則第 1 6 条第 2 項の規定により補助金の概算払を受けようとする場合は、千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金概算払請求書（別記第 5 号様式） 1 部を知事に提出しなければならない。

（工事の状況報告）

第 1 3 条 登録法人は、工事を着手した場合は、千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金による施設の工事着工報告書（別記第 6 号様式）により、工事を着工した日から 1 週間以内に、また、工事進捗状況については、千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金による施設等の工事進捗状況

報告書（別記第7号様式）により、当該年度の12月末現在の状況を翌月の10日までに1部を知事に提出しなければならない。

（重度の強度行動障害者の受入状況報告）

第14条 登録法人は、施設整備後5年間は、支援事業補助金により整備された短期入所施設における重度の強度行動障害者の受入状況について、重度の強度行動障害者受入状況報告書（別記第8号様式）により各年度の3月末現在の状況を翌月の10日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第15条 規則による定めその他、別に定める千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金返還に係る取扱要領に該当した場合は、本要綱に基づき交付された補助金の全額又は一部の額を返還しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第16条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第4条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附 則

- 1 本要綱は、令和6年9月3日から施行する。
- 2 本要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

別表1

強度行動障害判定基準表

1 本人の状況		行動関連項目				支援度関連項目				
		0点	1点	2点	点数	1点	2点	加点点数	点数	
強度行動障害に関する状況	① コミュニケーション	支障がない	特定の者又は会話以外で可能	独自の方法で可能・不可能		【対人関係】 意にそわない回答に興奮し暴れる等、コミュニケーションが起因する興奮やパニックがある。				
	② 説明の理解	理解できる	理解できない	理解できているか判断できない						
	③ 大声・奇声を出す	月1回以上の支援が必要	週1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要		【固執性】 繰り返しの大声・奇声により他者の生活について妨げるものであり、他の利用者から避す必要があるため、個別対応が必要なもの。				
	④ 異食行動	月1回以上の支援が必要	週1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要		【固執性・感覚異常】 紙、毛髪、塵、便等、異食すれば健康を害するもの。	【固執性・感覚異常】 1日に体重が数キロ増加するほどの水分の過剰な摂取や先のがつた物、洗剤等、一度でも異食すれば命の危険が生じるもの。		<input type="checkbox"/>	
	⑤ 多動・行動停止	月1回以上の支援が必要	週1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要		【固執性・二次障害】 行動停止によって、次の行動に移るまで数時間かかる。または、突発的な飛び出し等により、常に個別対応が必要なもの。	【固執性・二次障害】 左記に加え、飛び跳ね行為や駆け回りによる衝突など、自身の怪我だけでなく、他者に怪我を負わせてしまう恐れのある激しい動き。		<input type="checkbox"/>	
	⑥ 不安定な行動	月1回以上の支援が必要	週1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要		【固執性・対人関係】 環境の変化、他者の往来、騒がしさ等により激しいパニックを引き起こすため、常に個別対応を必要とするもの。	【固執性・対人関係】 常に特定の支援者がそばにいないと不安定になり、特定の支援者を求めるために、強い支援拒否につながる。または、一度パニックになると服薬しても1時間以上パニックが続く。		<input type="checkbox"/>	
	⑦ 自らを傷つける行為	月1回以上の支援が必要	週1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要		【固執性・感覚異常】 単なる見守りではなく、常に個別対応する必要がある。出血を伴ったり、骨折等の重大な怪我に繋がる自傷行為を行い、怪我を負っても安静に出来ず、自ら治療を遅らせ、重症化させる行為がある。	【固執性・感覚異常】 左記について後遺症や障害(失明、頭部が変形するまでの頭突き等)が残る程の自傷行為があるもの。		<input type="checkbox"/>	
	⑧ 他人を傷つける行為	月1回以上の支援が必要	週1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要		【対人関係】 頭突き、噛みつき、髪につかみかかる等、出血、打撲等を伴う怪我を生じさせる危険な行為による他害がある。目についたものや他者の部屋の物等を徹底的に破壊したりするもの。	【対人関係】 首をしめる、目をつく、階段の上から押す等、他者の生命を脅かす、または、障害、後遺症を生じさせる危険な行為による他害がある。		<input type="checkbox"/>	
	⑨ 不適切な行為	月1回以上の支援が必要	週1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要		【固執性・対人関係】 故意の失禁や、弄便、抱き着き等不適切な行為があることにより、動線や場を他者と共有できないため、居室、トイレ、風呂が個別設置している。			<input type="checkbox"/>	
	⑩ 突発的な行動	月1回以上の支援が必要	週1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要		【固執性・衝動性】 興味のある人や物等が目に入ると車道や水路等があり、身体の危険があるにも関わらず飛び出しをする。	【固執性・衝動性】 施設外に飛び出したという欲求を常に抱えており、2階以上からでも飛び降りる。		<input type="checkbox"/>	
	⑪ 過食・反すう等	月1回以上の支援が必要	週1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要		【固執性】 他者の飲食物に手を出すほどの過食や、反すうを繰り返す行為により常に個別対応する必要がある。	【固執性】 強い拒食が生じる。無理に食べさせようとすると激しい自傷・他害へ繋がる。		<input type="checkbox"/>	
⑫ てんかん	年に1回以上	月に1回以上	週に1回以上							
計					0					0

特記事項

※④～⑪について昼夜を問わず頻発し、制止すると強い興奮・パニックに繋がることにより複数人による対応が必要な場合は1点加算する。

別表2

1 整備区分	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
増築	重度の強度行動障害者の受入れを行う短期入所施設 1 部屋（個室）につき、 8,500,000 円	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（想定される利用者の行動特性に応じた環境整備を実施するもので、第6条に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務の費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	3 / 4
全面改修			
部分改修			

別記第1号様式

千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業  
補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
法 人 名  
代表者名

年度において、下記のとおり千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）第3条の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

- 1 申請金額 金 円
- 2 事業の目的及び内容
  
- 3 申請額算出内訳（別紙1）
- 4 事業計画書（別紙2）
- 5 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- 6 誓約書（別紙3）
- 7 役員等名簿（別紙4）

## 誓 約 書

年 月 日

千葉県知事

様

所 在 地

法人の名称

代表者氏名

㊞

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金交付要綱第4条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

加えて、千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金の交付を受け整備を行う短期入所施設において、整備後5年以内に通算60日以上、重度の強度行動障害者を受け入れることを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

別記第2号様式

千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業  
補助金実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
法 人 名  
代表者名

年 月 日付け千葉県障害指令第 号で交付決定のあった  
千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業を下記のとおり  
実施したので千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53条）第1  
2条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 施設整備費精算書（別紙1）
- 3 事業実績報告書（別紙2）
- 4 歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙 1

申請額算出内訳

施設の種類・短期入所の形態

整備区分

施設の名称

区 分	設 置 者 の 総 事 業 費 A 円	対 象 経 費 の 実 支 出 ( 予 定 ) 額 B ( ≤ A ) 円	市 町 村 補 助 金 そ の 他 の 収 入 C 円	差 引 額 ( A - C ) D 円	算定基準による算定額			補 助 基 準 額 H 円
					部 屋 数 E 部屋	単 価 F 円	金 額 ( 部 屋 数 × 単 価 ) G 円	
1 施設整備費								
主体工事費								
工事事務費								
小 計								
その他工事費等								
2 合 計								

国庫補助額等	a	大規模修繕等の国庫補助額	円	補助所要額等	e	国庫補助額等と県交付申請額等の差額 (a+b) - (c+d) 円	
	b	国庫補助額の事業者負担額 (a/3 (但し、1円未満切り上げ))	円		f	補助基本額 円 (H欄とe欄を比較して少ない方の額を記載。)	
県交付申請額等	c	大規模修繕等の県の交付申請額	円	g	補助所要額 円 (f × 3/4)		
	d	県の交付申請額の事業者負担額 (c/3 (但し、1円未満切り上げ))	円				

- 注 1 工事事務費のB欄には、A欄の金額と主体工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。  
 2 F欄には、別表2の整備区分に応じた単価を記入すること。  
 3 H欄には、B欄の金額とD欄の金額とを比較して少ない方の金額を選定し、さらにその額とG欄の額とを比較して少ない方の金額を記入すること。  
 4 a~b欄には、該当する国庫補助基準額等を記入すること。

## 事業計画書

1 対象施設の概要

(1) 施設等の名称及び所在地

名称 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_

(2) 施設等の種別と形態

短期入所 ( \_\_\_\_\_ 型) \_\_\_\_\_

(3) 併設型の場合、本体施設の種別

\_\_\_\_\_

(4) 事業の目的及び効果

\_\_\_\_\_

(5) 設置主体及び経営主体（法人名）

\_\_\_\_\_

(6) ①本体施設の入所（利用）定員 \_\_\_\_\_人

②短期入所の利用定員

現在定員（人）	増加定員（人）	増加後合計（人）

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 整備事業

ア 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

\_\_\_\_\_

ウ 施設整備の区分（建物の増築、全面改修、部分改修の別）

\_\_\_\_\_

エ 支援対象者の受入れを行う部屋（個室）の数 \_\_\_\_\_ 部屋（個室）

オ 建物の面積

	建物面積（m <sup>2</sup> ）	延床面積（m <sup>2</sup> ）
工事实施前		
工事实施後		

カ 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造 \_\_\_\_\_ 階建）

キ 施設の増築（改修）箇所 \_\_\_\_\_

ク 想定される利用者の障害特性と施設整備概要について

{

- (注) (ア) 配置図、各階平面図（各室面積を記入する）、立面図を添付すること。  
 なお、増築、改修部分について既存建物との関係を図面上で明示すること。  
 (イ) 各室面積表を添付すること。

(2) 整備費内訳		
ア 主体工事費	_____	円
イ 工事事務費	_____	円
ウ 小計 (本体工事費)	_____	円
エ その他工事費	_____	円
オ 合計	_____	円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳		
ア 国庫補助金 (国庫補助に係る県補助金含む)	_____	円
イ 県補助金 (県単独上乘せ)	_____	円
ウ 市町村補助金その他の収入	_____	円
エ 設置者負担金	_____	円
(内訳) 一般財源	_____	円
寄付金	_____	円
その他 (内訳別)	_____	円

※その他は内訳別に記載すること。

(4) 施工計画	
ア 直営、請負の別	
イ 契約年月日 (予定)	
ウ 着工年月日 (予定)	
エ 竣工年月日 (予定)	
オ 事業開始年月日 (予定)	

(5) その他参考事項	
(添付書類)	
ア 見積書の写し	
イ 設計監理業務契約書の写し (該当する場合)	
ウ 建築確認済証及び確認申請書 (建設基準法上の確認申請を必要とする場合)	
エ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表	
オ 配置図、建物平面図 (建築面積を明記したもの) 及び立面図	
カ 建物内外主要部分の写真	

役員等名簿

番号	商号又は名称（半ｶﾀ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半ｶﾀ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における当法人（団体）の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

所在地

法人の名称

代表者氏名

㊞

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））を記載すること。

ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

役員等名簿

番号	商号又は名称（半角）	商号又は名称（漢字）	氏名（半角）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1	シャカイフクシホウジンチハ	社会福祉法人千葉	チハ タロウ	千葉 太郎	S	40	1	16	M	千葉県千葉市中央区市場町1-1	理事長
2	シャカイフクシホウジンチハ	社会福祉法人千葉	イチハラ ハナコ	市原 花子	S	51	10	5	F	東京都新宿区西新宿2-8-1	理事
3	シャカイフクシホウジンチハ	社会福祉法人千葉	ナラシノ カズオ	習志野 一男	H	1	6	27	M	神奈川県横浜市中区日本大通1	監事
4	シャカイフクシホウジンチハ	社会福祉法人千葉	フナハシ ジロウ	船橋 次郎	S	29	5	1	M	千葉県船橋市湊町2-10-25	評議員
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

・半角カタカナで入力  
・途中にスペースは入力しない

・全角文字で入力  
・途中にスペースは入力しない  
・(株)などに略さない

・半角カタカナで入力  
・性と名の間は半角スペースを1つ入

・全角文字で入力  
・性と名の間は全角スペースを1つ入力

半角数字で入力  
・半角アルファベット  
大文字で入力  
・大正:T、昭和:S、平成:H

・全角文字で入力  
・都道府県から入力  
・1番1号 ⇒ 1-1(ハイフンでつなぐ)  
2丁目3番4号 ⇒ 2-3-4  
5番3 ⇒ 5-3

・半角アルファベット  
大文字で入力  
・男:M、女:F

現在における当法人（団体）の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

所在地  
法人の名称  
代表者氏名



役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））を記載すること。

ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

## 施設整備費精算書

施設の種別・短期入所の形態

整備区分

施設の名称

区 分	設 置 者 の 費 対 象 経 費 の 実 支 出 額 ( 予 定 ) 額 A 円	市 町 村 補 助 金 そ の 他 の 収 入 C 円	差 引 額 ( A - C ) D 円	算 定 基 準 に よ る 算 定 額			補 助 基 準 額 H 円	補 助 所 要 額 I 円	補 助 金 交 付 額 J 円	補 助 入 済 額 K 円	差 引 過 額 L ( I - K ) 円
				部 屋 数 E	単 価 F 円	額 G 円 ( 部 屋 数 × 単 価 )					
1 施設整備費											
主体工事費											
工事事務費											
小 計											
その他工事費等											
2 合 計											

国 庫 補 助 額 等	a	大規模修繕等の国庫補助額	円	補 助 所 要 額 等	e	国庫補助額等と県交付申請額等の差額 ( a + b ) - ( c + d ) 円	
	b	国庫補助額の事業者負担額 ( a / 3 ( 但し、1 円未満切り上げ ) )	円		f	補助基本額 円 ( H 欄と e 欄を比較して少ない方の額を記載。 )	
県 交 付 申 請 額 等	c	大規模修繕等の県の交付申請額	円		g = I	補助所要額 円 ( f × 3 / 4 )	
	d	県の交付申請額の事業者負担額 ( c / 3 ( 但し、1 円未満切り上げ ) )	円				

- 注 1 工事事務費のB欄には、A欄の金額と主体工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
- 2 F欄には、別表2の整備区分に応じた単価を記入すること。
- 3 H欄には、B欄の金額とD欄の金額とを比較して少ない方の金額を選定し、さらにその額とG欄の額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
- 4 a~b欄には、該当する国庫補助基準額等を記入すること。

## 事業実績報告書

1 対象施設の概要

(1) 施設等の名称及び所在地

名称 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_

(2) 施設等の種別と形態

短期入所 ( \_\_\_\_\_ 型)

(3) 併設型の場合、本体施設の種別

\_\_\_\_\_

(4) 事業の目的及び効果

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(5) 設置主体及び経営主体（法人名）

\_\_\_\_\_

(6) ①本体施設の入所（利用）定員 \_\_\_\_\_ 人

②短期入所の利用定員

現在定員（人）	増加定員（人）	増加後合計（人）

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 整備事業

ア 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

\_\_\_\_\_

ウ 施設整備の区分（建物の増築、全面改修、部分改修の別）

エ 支援対象者の受入れを行う部屋（個室）の数 \_\_\_\_\_ 部屋（個室）

オ 建物の面積

	建物面積（m <sup>2</sup> ）	延床面積（m <sup>2</sup> ）
工事实施前		
工事实施後		

オ 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造 \_\_\_\_\_ 階建）

カ 施設の増築（改修）箇所 \_\_\_\_\_

キ 想定される利用者の障害特性と施設整備概要について

[ \_\_\_\_\_ ]

(注) (ア) 配置図、各階平面図（各室面積を記入する）、立面図を添付すること。  
 なお、増築、改修部分について既存建物との関係を図面上で明示すること。  
 (イ) 各室面積表を添付すること。

(2) 支出済事業費総額		
ア 主体工事費	_____	円
イ 工事事務費	_____	円
ウ 小計 (本体工事費)	_____	円
エ その他工事費	_____	円
オ 合計	_____	円

(注) 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳		
ア 国庫補助金 (国庫補助に係る県補助金含む)	_____	円
イ 県補助金 (県単独上乗せ)	_____	円
ウ 市町村補助金その他の収入	_____	円
エ 設置者負担金	_____	円
(内訳) 一般財源	_____	円
寄付金	_____	円
その他 (内訳別)	_____	円

※その他は内訳別に記載すること。

(4) 施工期間	
ア 直営、請負の別	
イ 契約年月日	
ウ 着工年月日	
エ 竣工年月日	
オ 事業開始年月日 (予定)	

(5) その他参考事項  
(添付書類)

- ア 請負いの場合は、工事請負契約書の写し  
直営の場合は、支払領収書の写し
- イ 設計監理業務契約書の写し (該当する場合)
- ウ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し (該当する場合)  
    ※工事竣工を確認するための建築基準法第7条第3項又は第18条第7項  
    による検査済証の写し
- エ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表  
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- オ 配置図、建物平面図 (建築面積を明記したもの) 及び立面図  
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- カ 建物内外主要部分の写真

※ 整備完了後、重度の強度行動障害者を受け入れたら、速やかに別記第8号様式を提出

別記第3号様式

千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業  
補助金の年度終了報告書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
法 人 名  
代表者名

年 月 日付け千葉県障事指令第 号で交付決定のあった千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金については、県の会計年度が終了したことに伴い千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）第12条後段の規定により別紙のとおり報告します。



別記第4号様式

千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
法 人 名  
代表者名

年 月 日付け千葉県障害達第 号で額の確定のあった千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金については、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）第15条の規定により下記のとおり請求します。

記

金 円

預 金 種 別	
振 込 先 (銀行名・支店名)	
振込口座番号	
名 義 人	

別記第5号様式

千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
法 人 名  
代表者名

年 月 日付け千葉県障害指令第 号で交付決定のあった千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金については、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）第16条第2項の規定により下記のとおり概算払の請求をします。

記

金 円

預 金 種 別	
振 込 先 (銀行名・支店名)	
振込口座番号	
名 義 人	



別記第7号様式

年度 千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金による施設等の工事進捗状況報告書

施設種別・短期入所の形態

法人名

施設名	整備区分 増築・ 改修・ 部分改修の別	県費補助額 A	12月末日の出来高 B	3月末日までの 出来高見込 C	繰越見込み高 D = 100% - C	繰越見込額 E = A × D	備考
		円	%	%	%	円	
合計		円	%	%	%	円	

別記第8号様式

## 重度の強度行動障害者受入状況報告書

年 月 日

千葉県知事

様

住 所  
法 人 名  
代表者名

年度千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金の交付を受け整備を行った短期入所施設において、年度は重度の強度行動障害者を別添のとおり受け入れておりますので報告します。

※支援対象者1名ごとに1枚作成すること

別記第8号様式 別添

重度の強度行動障害者受入状況

○対象者

1 氏名

\_\_\_\_\_

2 年齢

\_\_\_\_\_才

3 短期入所施設名

\_\_\_\_\_

4 短期入所施設利用年月日

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 から  
\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 まで  
(通算 日)

5 暮らしの場支援会議における判定点数 (第3条(1)一に該当する者)

行動関連項目点数 \_\_\_\_\_点

支援度関連項目点数 \_\_\_\_\_点

6 行動関連項目点数 (第3条(1)二に該当する者) \_\_\_\_\_点

(厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号)別表第二における行動関連項目の点数)

7 障害支援区分

\_\_\_\_\_

8 支援実施市町村

\_\_\_\_\_

9 現在利用している福祉サービス

現在利用のサービス内容 (○印をつけること。)

[その他については ( ) 内に記入すること。]

施設入所支援	短期入所	共同生活援助	生活介護(通所)	就労継続支援A型	就労継続支援B型	( その他 )
--------	------	--------	----------	----------	----------	---------

10 支援の状況及び特記事項

( )

11 要綱第15条該当の有無

有 ・ 無

有の場合の状況

( )

※ 支援対象者の利用した部屋が分かる図面等を添付

※ 短期入所利用契約書、サービス提供記録の写しを添付

# 千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金 返還に係る取扱要領

## 1 趣旨

本要領は、補助対象財産（補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄又は取り壊すこと等によって財産処分を行ったこと等に係る補助金の返還について、基準を定め、返還手続きの弾力化及び明確化を図る。

## 2 対象期間

施設整備後5年間を対象とする。

## 3 返還の対象

千葉県短期入所施設による重度の強度行動障害者受入拡大支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条に基づく返還については、下記の場合を対象とする。

- ① 補助事業にて整備した短期入所施設に支援対象者（※1）を、1部屋当たり整備後5年以内に通算して60日以上受け入れない場合（※2の場合は除く）
- ② その他やむをえない理由によらず、支援対象者の意向に反して受入を行わない場合又は退所させた場合
- ③ 補助対象財産を財産処分（※3）した場合

※1 支援対象者とは、要綱第3条（1）に定義する者であり、補助事業にて整備した短期入所施設に入所もしくは入所する予定の者をいう。

※2 県及び市町村、または支援対象者から利用依頼がなく、要件に満たない場合。

※3 財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用

譲渡：補助対象財産の所有者の変更

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換

取り壊し：補助対象財産の使用をやめ、取り壊すこと

廃棄：補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること

## 4 返還額の算定

次の算定式に基づいて、整備した1部屋当たりの付随する工事部分も含めた返還額を算定するものとする。

ただし、複数の部屋を同時に整備した場合で、整備した1部屋当たりの算出根拠が不明確な場合は、付随する工事部分も含め合理的な按分方法により、1部屋当たりの返還額を算定するものとする。

（1）「要領 3-①」に該当する場合

$$\text{県補助額} \times \frac{60 \text{日} - \text{入所日数}}{60 \text{日}} = \text{返還額}$$

（2）「要領 3-②、3-③」に該当する場合

該当した場合の返還額は、県補助額の全額とする。

## 5 調査

県は、要綱第14条に定める支援対象者現況報告書及び本要領6の報告により、当該支援対象者の状況を把握し、必要に応じて当該支援対象者の利用や退所（退居）並びに新たな支援対象者の入所（入居）の調整の状況について調査することができる。

やむを得ない理由があり、新たな支援対象者の入所について調整を行う場合に、「4 返還額の算定」から返還額の減免を行うこともある。

## 6 報告

補助事業者は、要領3のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに県に報告すること。

## 7 協議

要領6の報告事項に該当する場合は、県に協議すること。また、補助金返還の必要が認められる場合は、速やかに県との協議をはじめること。